

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ
雇用保険の保険料率変更に関するご案内

2026年（令和8年）4月1日から雇用保険の保険料率が変更されます。つきましては、保険料率の変更方法についてご案内申し上げます。

1. 雇用保険の保険料率変更時期を確認する

改定後の保険料率に変更する時期についてご確認ください。

（1）締め日基準の場合（4月締めの給与から変更する）[一般的なケース]

①	当月締め・当月支給の場合 (例) 15日締め・当月25日支給	4月25日支給給与から変更してください。
②	月末締め・翌月支給の場合 (例) 4月末締め・翌月5日支給	5月5日支給給与から変更してください。

（2）支給日基準の場合（4月支給日の給与から変更する）

①	当月締め・当月支給の場合 (例) 15日締め・当月25日支給	4月25日支給給与から変更してください。
②	月末締め・翌月支給の場合 (例) 3月末締め・翌月5日支給	4月5日支給給与から変更してください。

※賞与は、締め日基準・支給日基準に係らず4月支給日の賞与から新しい保険料率での徴収となります。

2. 雇用保険の保険料率を変更する

＜ご注意事項＞

- ・ 変更時期の直前の明細書を『更新』-「給与賞与確定」で確定後、保険料率を変更してください。
- ・ 保険料率を変更する前に、必ずデータの『バックアップ』を行ってください。

以下の手順に沿って保険料率を変更してください。

- ① 『登録』>『会社基本情報登録』より、[社会保険]を表示します。
- ② [雇用保険] - [被保険者負担率] の欄で、保険料率を変更します。
 * 画像の保険料率は例です。「一般の事業」、「農林水産・清酒製造業」、「建設業」のうち該当の保険料率を入力します。

雇用保険		
被保険者負担率	5.00 / 1000	
保険料端数区分	五捨六入	▼

- ③ [更新] ボタンで保存します。
- ④ 変更時期の給与または賞与の作成を行ってください。
 新しい保険料率で計算されます。

3. 参考 [2026年(令和8年)4月1日施行]の雇用保険料率

<4月1日～> 被保険者と事業主分の雇用保険料率変更(右側が新保険料率)

事業の種類	被保険者	事業主分	合計
一般	5.5/1000 ⇒ 5/1000	9/1000 ⇒ 8.5/1000	14.5/1000 ⇒ 13.5/1000
農林水産・ 清酒製造	6.5/1000 ⇒ 6/1000	10/1000 ⇒ 9.5/1000	16.5/1000 ⇒ 15.5/1000
建設	6.5/1000 ⇒ 6/1000	11/1000 ⇒ 10.5/1000	17.5/1000 ⇒ 16.5/1000

※『かんたんクラウド給与』は、被保険者の雇用保険料率のみ計算しているため、被保険者分の変更が必要です。

【注意点】

- 保険料率改定の詳細は、厚生労働省のホームページ等をご参照ください。

<令和8年度の雇用保険料率>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

以上